|  |
| --- |
| 様式第1号  道路境界確定協議立会並びに境界確認書の交付申請書  　　年　　月　　日    （あて先）千　葉　市　長    申請者：住　　所  氏　　名　　　　　　　　　　　　　　（※）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※）法人の場合は、記名押印をしてください。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに代表者氏名）  連絡先（電話）　　　　（携帯）  　　　（FAX）  E-mail：  　次の土地について、道路との境界立会並びに境界を確定のうえ、境界確認書を交付くださるよう裏面の添付書類を添えて申請します。  協議申請地 千葉市　　 区　　 町　　 番　　 地先  路線名 （国道・県道・市道　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　線）  (行政財産道路－地番（　　　　　）・特定図面番号（　　　　　　）  申請理由  連絡方法 |

１　申請者は土地所有者とし、代理人が申請する場合は委任状を添付するとともに、土地所有者（推定相続人）全員の印鑑登録証明書を添付してください。

２　本申請を受理し立会実施後、１年を経過しても境界確定等がなされていない場合は、申請者から取下げがあったとみなします。

３　成果測量図提出の際には、必ず作成者名を記載、座標値を添付してください。

４　提出のあった測量成果は千葉市で保管し、第三者から請求があった場合、閲覧させることがあります。また、その測量成果は、千葉市が管理している道路区域線図を更新する資料として使用することがあります

（裏面）

添付書類

１　申請地の全部事項証明書

（１）　申請時において申請者が現所有者であることを確認するため全部事項証明書（発行日から3か月以内のもの）

２　申請地の所有者が法人である場合

（１）　申請者が法人の場合は、申請者がその土地に関する権限を有することが確認できる書類（全部事項、代表者事項証明書等）

３　申請地の所有者に転居・相続等が生じている場合

（１）　現住所と登記簿上の住所が相違する場合は、転居を証する書類

（２）　申請地に相続等が生じ、相続手続きがなされていない場合は相続関係を示す書類（相続関係相関図及び戸籍・附票等）

４　地図、公図

（１）　地図（１４条地図作成地）若しくは公図

（２）　あわせ公図（申請地が公図界である場合に作成するもの）

５　関係土地所有者一覧表

申請地、対向地、隣接地、道路等の所有者がわかるもの

６　地積測量図

　　申請地、対向地、隣接地、道路等の地積測量図

７　現地案内図

　　申請地の特定が容易に行えるもの

８　その他参考資料があれば添付してください。また必要に応じ本市担当者から追加資料の提出をお願いすることがあります。

※　法務局やその他公共機関から交付される書類については、原本添付を基本とするが、複写物の場合は、土地家屋調査士の原本証明を付すこととする。

または、担当者が原本確認を行い、原本確認印を付すこと。

　　インターネット閲覧サービスで取得したものについては、前記に準ずる。